

部活動に係る活動方針

青森県立田名部高等学校 定時制の課程

はじめに 部活動に係る活動方針の策定にあたって

本校は、校訓「自律・協和・純正」のもと、「全人的な人間教育の実現」に取り組み、自らの夢や志の実現に向け努力を重ね、自己の可能性を切り拓くことのできる生徒を育成することを目標としている。グランドデザイン（平成 28 年策定）において、「文武一同の推進」を掲げており、定時制の課程においても部活動は生徒の多様な学びの場、主体的な取り組みの場として、教育的意義が大きい活動であると捉えている。一方で、定時制の課程では活動時間や活動場所の確保に課題を抱え、限られた時間、限られた場所で効率的・効果的な取り組みが求められる。

本校の部活動に係る活動方針は、青森県教育委員会が策定する「運動部活動の指針（平成 30 年 12 月策定）」に基づき策定するものとする。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 部活動顧問は、活動時期における活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、活動方針及び活動計画等を生徒及び保護者に公表する。
- (3) 校長は、活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、部活動顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (4) 校長は、教職員の部活動への関与について、法令等に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 校長及び顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 部活動顧問は、適切な休養の合理性を説明しつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等を考慮した指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 活動時期の中において、週当たり 2 日以上の休養日を設ける。
- (2) 1 日の活動時間は、生徒が集中して取り組める時間を設定し、合理的でかつ効率的・効果的な活動に努める。

4 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。